

公益社団法人鹿児島県糖業振興協会役員報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給及び額の算定方法)

第2条 役員には、次により算定された報酬を支給する。

2 理事会及び総会への出席並びに監査に従事する時間1時間につき6,100円とする。

なお、従事する時間が1時間に満たない場合は、1時間に切り上げて算定するものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 役員が、理事会及び総会への出席並びに監査に従事するその都度報酬を支給する。

2 報酬は、本人の申し出により、本人の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

3 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、理事会の決議があった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。